

黒部市立たかせ小学校いじめ防止基本方針

- 「教育計画書に記載したことを全教職員で共通実践することが一番の危機管理である」というメッセージを心に抱き、学校運営のガイドラインとなる教育計画書に「いじめ防止基本方針」を掲載して取り組みます。
- 黒部市教育委員会、黒部市教育センター、及び学校、家庭、地域住民、関係機関、種々のカウンセラーやソーシャルワーカー等が行動連携し、「いじめ見逃し0」を目指して取り組みます。
- いじめに係る情報が寄せられたときは、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、組織的に対応します。
- いじめを確認した場合は、「学校事故発生時の指針」「いじめの防止等のための基本的な方針」「重大事態発生時のガイドライン」等を基に、迅速・誠実に対応します。

令和5年4月
黒部市立たかせ小学校

目 次

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの認知件数とは
- 3 たかせ小学校いじめ防止基本方針について
- 4 本校のいじめ問題に係る取組の概要
- 5 学校事故発生時の対応について
- 6 いじめ問題の未然防止及び対応について
- 7 黒部市教育委員会との連携
- 8 黒部市教育センターとの連携
- 9 進学・進級の際の学校間・教師間の連携
- 10 重大事態発生の場合 ― 学校 ―
- 11 ネットトラブルの未然防止に向けて
- 12 いじめ等問題行動発生時の対応

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係(注1)のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(注1)「一定の人間関係のある」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

定義の改訂

従来の定義・社会通念	現在の定義
行為の継続性 反復性 → 省く	・一回限りの行為でも深刻な被害感を与えたり、トラウマとなったりするケースがある。 ・一連の反復される行為のうち一つだけが、認知できるケースがある。等
加害側の意図 故意性 → 攻撃を行為とする	「悪が悪をつくる」という固定観念の転換 ○悪の心（規範意識・道徳性の低下） ○善の心（チームを強くしたいという願いが一人の児童を追い込む場合がある） ○無自覚の心（同和地区等への差別、偏見等）
力関係の優位劣位性 → 省く	・ネット上の誹謗中傷等には、力の強弱は関係ない。
被害の深刻さ → 省く	・軽微と捉えがちな行為が積み重なって重大事態に至ることがある。
身体的・心理的 → 心理的・物理的	・心理を重視するために、入れ替える。 ・身体的な痛みばかりでなく、物損・金銭等も含ませる。

2 いじめの認知件数とは

- ・いじめか否かを迷うような、いじめの初期段階、あるいはいじめの前段階のものまでも「組織」としての検討の俎上（そじょう）に乗せ、その結果、「いじめ防止対策推進法」上の「いじめ」に当たると判断されたもの全ての数字が「認知件数」である。
 - ・深刻ないじめへと発展したり重大事案にまで至ったりした（と「認知」した）数字ではない。
 - ・つまり、「認知件数」の報告というのは、不祥事件数の報告などではなく、学校が真摯にいじめに向き合い、丁寧に対応を行った件数の報告である。
- ◎重大事態の件数の増加は問題でも、「認知件数」の増加は必ずしも問題とは限らない。

軽微な「からかい等の言動」を共有することがいじめの早期発見に！

たかせ小学校いじめ対策組織



いじめ問題の解決

救済(トラブルの解消や謝罪)

解消(心の傷を癒し、関係を修復する)

・3か月間行為なし+その時点での感情

岩手・中2死亡事故いじめ検証項目

- ①体育の時間に肩を押された
- ②給食の準備中、教科書を投げられた
- ③走り幅跳びの真似をやれと言われた
- ④机に頭を押さえられた
- ⑤ゲーム「太鼓の達人」の真似をさせられた
- ⑥自習時間に消しゴムをぶつけられた
- ⑦朝会時に列に入れないようにされた
- ⑧清掃時にほうきをぶつけられた
- ⑨階段でスポンを下げられそうになった
- ⑩宿泊研修で枕でたたき合い、けんかになった
- ⑪けんかなど日常的にトラブルがあった
- ⑫バスケット部で強いパスなどを出す嫌がらせ
- ⑬「後ろの生徒がうるさい」など周囲への不満

こうしたことの積み重ねで死を選ぶ児童がいるという事実を直視しなければならない。

組織として

★いじめかどうか判断するのは、「学校いじめ対策組織」

★一人一人の教員が見たり、知り得たりした行為を「学校いじめ対策組織」に報告する。



★一つ一つの言動が軽微なからかい等と判断されても、たくさんの行為等が集まると、「A君はいじめに遭っている」と判断できる。

★「こんな些細なことも報告しなければならないのですか」と質問があったら「はい」と答える。

一人一人の教職員に対する留意事項

○教職員がその場で「大丈夫」とか「よくあること」とか「それぐらいのこと…」と即断しない。教師が認めたことになる！

その場で注意を与えるだけでなく、見守りとフォローアップが大切。また本人が「大丈夫」と言っている場合も同様の対応をする。

○いじめの疑い、引っかかる 感覚を大切にする。

○わずかな兆候や児童からの訴えをうやむやにしない。

○被害を「過小評価せず」 大げさに捉えておく。

○支援・指導のスタートラインは「疑わしきもの」への「気付き」から

- ・いじめかどうか判断するよりも、いじめと疑われるもの（事実が未確定の段階のもの）すべてに対応する。
- ・事実を確定→対応ではなく、対応→事実を確定というパターンへ変化させる。
- ・児童や保護者の痛み・苦しみとそれが生じた状況に向かうことを後まわしにしない。
- ・いじめられた児童や情報を提供してくれた児童をしっかり守る。

3 たかせ小学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命または身体に重大な危険が生じさせるおそれがあります。

黒部市立たかせ小学校は、学校や家庭、地域が連携し、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な考え方」、「学校事故発生時の指針」、「重大事態発生時のガイドライン」、「黒部市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止やいじめの早期発見・対応のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「たかせ小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

(2) 基本的な考え方

いじめの本質は「人間性喪失」である。

だからいじめは許されないのである。

被害者の傷は深く、心まで破壊していく行為である。この認識がなければ、いじめに対する対応の甘さが残り、結果として心の底からの反省がなく、根本解決が困難になる。

いじめを放置して、優れた学校行事や優れた授業などあり得ない。

人間は本来、人を思いやる優しい心をもっています。

その優しい心を表す勇気をもたせましょう。

児童の出すサインを確実に受け止めるために、日頃から教職員と児童、児童相互、教職員相互、保護者と教職員等との間に温かい人間関係をつくることに努めます。

- 校内にいじめを許さない雰囲気をつくる
- 人権感覚を高める
- 温かい人間関係を築く
- 家庭・地域社会・関係諸機関との連携を深める
- 早期に発見し、的確な指導を行う



そのために

- 1 いじめはどの児童も被害者にも加害者にもなり得る問題であることを正しく理解する。
- 2 けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、「いじめではないか」という視点をもって指導にあたり、いじめに該当するか否かを判断する。
- 3 「いじめ発見のポイント」に基づいて、児童を観察し、気になる点があれば早急に面談を実施する。
- 4 無記名アンケートの結果を踏まえつつ、すべての児童を対象に「予断をもたない」で観察したり、対策を講じたりする姿勢を大事にする。
- 5 「この先生は私たち（児童・保護者）の話を聞いてくれる。分かってくれる」という人間関係をつくることと等、相談体制の充実に努める。

4 本校のいじめ問題に係る取組の概要

(1) 令和4年度 いじめ見逃し〇を目指すための視点・達成目標・評価

☆☆☆ 学校いじめ防止基本方針に基づいて実施・評価する ☆☆☆

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。
- ・学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、毎学期、学校評価において目標の達成状況を評価する。
- ・評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

○ 令和5年度（1学期）

※学期ごとに点検・評価

視点	達成目標(具体的に記載)	評価
いじめが起きにくい ・いじめを許さない 環境づくり	・教職員間でいじめの定義や人権意識の内容についてを再確認する。 ・自分の思いや考えを安心して表現し、互いに認め合うことができる学級、学年経営を大切にする。 ・児童や教職員を対象に7月に「人権意識チェックカード」を活用し、人権尊重の意識を高める。 ・児童会活動において、あいさつ運動を計画・実践したり、「あったか言葉」や「あったかアクション」の呼びかけをしたりする。	
早期発見・事案対処 のマニュアルの実行	・4月の職員会で「校内生徒指導体制」の共通理解を図る。 ・いじめを見逃さないよう、普段から子供たちへのアンテナを高くし、低、中、高学団主任を中心に情報交換を大切にする。また、管理職の指導のもと、生徒指導主事が中心となり、組織的な対応を重視する。	
定期的・必要に応じ たアンケートの実施	・児童を対象に5月に記名による学校生活アンケートを実施し、児童理解に努める。 ・児童を対象に6月に無記名によるいじめに関するアンケートを実施する。 ・保護者を対象に6月に記名によるいじめに関するアンケートを実施する。	
個人面談・保護者面 談の実施	・5月に学校生活アンケートをもとにして、担任と児童との個別面談を行う。 ・家庭訪問を行うとともに、日頃から保護者と電話で学校や家庭での生活の様子を情報交換し、児童理解に努める。子供の気になる言動が見られたときや、家庭から相談があった場合は、必要に応じて個別面談を実施する。その際、生徒指導委員会を開いたり、SCやSSWと連携を図ったりして複数体制で対応していく。	
校内研修の実施	・5月の職員会で「たかせ小学校いじめ防止基本方針」を教職員間で確認をする。 ・いじめ防止に関する校内研修を計画・実施し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。	
日常の児童生徒理解 の取組	・毎週金曜日に生徒指導の情報交換会を行う。普段から子供たちのよさや気になることの情報交換を密にし、必要に応じて生徒指導委員会を開く。	
発生時の迅速な対応と情 報の共有や組織的な対応 【事故発生時の指針を原 則とする。】	・児童や保護者等からいじめと思われる情報を確認した場合、生徒指導委員会（いじめ対策委員会）を中心に組織的に対応する。（迅速で丁寧な事実確認→具体的な対応方針の相談→関係児童への指導、保護者への説明、組織的な見取り等） ・いじめの内容等が重大事態であったり重大事態に発展しそうであったりしたときは、直ちに黒部市教育委員会に一報を入れ、指導・助言を得ながら対応し、他の関係機関とも連携を図っていく。	

5 学校事故発生時の対応について

1 迅速に動く

- (1) その日のうちに謝罪・報告（校長、教頭、生徒指導主事）
 - ① 発覚した時点で第一報を入れ、心理的事実について謝罪をする。
 - ② 時間をおかずに関係教員を集め、事実を確認する。
必要に応じて児童にも面談し、事実確認を行う。
 - ③ 事実確認後、訪問し、概要説明と正式謝罪を行う。
 - ④ 今後の方針を伝える。その後、経過報告を逐一行う。

ずれは休日であっても対応し直す

2 組織を生かす

- (1) 担当者の報告を受け、必ず、教頭、教務主任、生徒指導主事、該当学年教員等で対応策を協議する。
- (2) 保護者面談や家庭訪問は、できるだけ2人で行う。
- (3) 必要に応じてSCやSSWを活用する。

3 教頭を前面に － 校長は学校の最終判断まで表に出ない －

- (1) 総括として保護者へ説明する段階で、初めて校長が保護者の前に出る。
- (2) 教頭は指示待ちにならず、自分の考えをしっかりと校長に伝える。

4 正確な記録と分析 － 可能な限り逐語で記録し、分析する －

言葉の解釈は一人一人違うので、要約したものでは判断を間違えることがある。
言葉の中にある相手の真意を読み取り、対応を考える。

5 教育委員会との連携

- (1) 毎日、状況報告する。記録を累積しておく。
- (2) 何を聞かれてもすぐに答えられるよう、関係書類(情報)を整理しておく。

対応時期の目安

学校の設置者等に速やかに報告 確認 ・いじめ防止対策推進法 ・いじめ防止等のための基本的な方針 ・不登校重大事態に係る調査の指針	① 事故の場合 ・死亡事故及び治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故 ② いじめに係る重大事態 ・生命、金品、身体、精神に係る場合は、認知したとき ・不登校の場合は、欠席30日（目安）に到達する前 ※保護者から申し出があった場合は、その時点
事故の発生（第1報）を可能な限り早く保護者に連絡	・事故の概況、けがの程度など、最低限必要とする情報を整理した上で連絡する。
原則として3日以内を目途に、聞き取りを完了	・校長・教頭等が関係する全ての教職員を集め、聴き取りを実施する。 ・必要に応じて、事故現場に居合わせた児童等への聴き取りを実施する。
1週間以内に保護者に説明	・発生事実の概要、対応経過、今後の取組・方向性などを整理して説明する。
記録の整理(日ごとに)	・情報を時系列にまとめる。 ・事実と推察は区分し情報源を明記するなどして整理する。

【参考 文部科学省 不登校重大事態に係る調査の指針、学校事故対応に関する指針 H28.3】

6 いじめ問題の未然防止及び対応について

(1) 方針

① いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こりうるものであるという基本的認識に立って、指導にあたる。

- いじめめる児童に対して、「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を徹底させるとともに、いじめめる背景等に対して適切な指導を行う。
- いじめられる児童を徹底して守り通す。
- 「いじめは絶対に許されない」との認識に立って、家庭・地域との連携を推進する。

② いじめの問題の重大性を全ての教職員が認識し、校長を中心に組織として、この問題の解決にあたる。

- 職員会議、校内研修会などでいじめの問題について「認識の共有」し、「行動の一元化」を図る。
- いじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。(いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。)
- 報告・連絡・相談・確認が円滑に行える指導体制をつくる。

③ 教職員の言動や態度が児童生徒に大きな影響力をもつことを認識する。

- 教職員自身が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないようにする。
- 「いじめを絶対に許さない」ことを児童に浸透させ、いじめを行う児童には毅然とした粘り強い対応を行う。
- いじめられている児童を温かく受け止め、いじめから全力で守ることを約束する。
- 教職員と児童及び保護者のSNSによる通信は、禁止する。

④ いじめが生まれる背景を理解し、指導には細心の注意を払う。

- 発達障害を含む、障害のある児童が関わるいじめ
- 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童へのいじめ防止
- 性同一性障害や性的指向、性自認に係る児童に対するいじめを防止するための対応
- 東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童への対応
- 新型コロナウイルス感染症に起因する不当な差別・いじめ・偏見等の人権侵害にかかる指導

教職員は「〇〇菌」「〇円持ってこい」「死ね」、今年度は特に新型コロナウイルス感染症に関係する言葉「うつるから近づかんで」等の言葉に敏感になり、言動を止めさせる指導と、コミュニケーション能力の育成を図る指導を合わせて行う。

⑤ いじめ問題は隠さず、その解決に向けて、学校・黒部市教育委員会と家庭・地域社会が連携してあたる。

- 学校と黒部市教育委員会の間で報告・連絡・相談・確認を円滑に行う。
- 学校は、いじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。
- いじめの問題解決のため、必要に応じて警察などの地域の関係機関との連携を図る。(黒部市教育委員会と相談の上)

⑥ いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、適時に指導を行う。

- 解消とは、行為が3か月止んでいることと、その時点において児童及び保護者が「心身の苦痛を感じていない」ことを面談等によって認められたときとし、継続的にきめ細かに観察・指導をする。
- 教師の児童理解力を高めるとともに、学校の教育相談機能を充実する。
- 定期的にいじめの状況を把握する調査等に取り組む。

⑦ 家庭や地域社会に対して、いじめ問題の重要性の認識を広め、連携して、いじめ問題の解決を図る。

- 入学時・各年度の開始時に児童、保護者、関係機関等に説明する。
- いじめ問題に関して、家庭訪問や学校通信等を通じて、家庭との連携を図る。
- いじめ問題の解決に向けて、学校のみでの解決に固執することなく家庭との連携を密にする。

(2) 学校の指導体制

いじめ見逃し〇を目指すために、実効性ある体制を確立する。

- ① 校長のリーダーシップの下に、それぞれの教職員の役割分担や責任の明確化を図る。
- ② 密接な情報交換（報告・連絡・相談・確認）により共通認識をもちつつ、全教職員が一致協力して指導に取り組む。

1 報・連・相・(確認)は、はやいほどよい — 悪い情報ほど はやく —

これが徹底していないのは最大の危機であり、無法地帯の学校です。

報告 概要を報告(簡潔に事実のみ)
※指示・命令に対して結果の報告をする

連絡 面談の実施や状況：解決してなくてもよい。
・途中経過で十分！
(カードはメモだよ)
※能率的に仕事を行うため

相談 関係者集合
※対応について考える。顔を合わせて知恵を出し合うことが大切です。
○指導の方針を立てましょう

対応 指導の方針に基づいて対応しましょう。個別面談・保護者対応等

確認 どんな対応をしたか。子どもはどうだったか

報・連・相シート		報告者
()月()日()		宛先
いつ		
どこで		
だれが		
何を		
どのように		
なぜ		



「報告・連絡・相談・確認」は、保護者と学校、子どもと学校の信頼関係を保つために行うものです。子どもが先生を信頼し、慕っていれば、授業をはじめとする教育活動も円滑に実施できるし、保護者の協力をたやすく得ることもできます。

- ☐ 児童に「いじめとは下記の行為」であることを具体的に指導し、未然防止、早期発見・対応に力を注ぐ。

- ① 冷やかしからい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨ その他

- ☐ いじめに関する情報を共有し、問題の状況や指導方法等について共通理解を図る。
- ☐ 定期的にいじめなど児童の行動に関わる情報交換会等を実施する。
- ☐ いじめの兆候が見られた場合、学校いじめ対策組織で迅速に組織的な対応を行う。

メンバーは、校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、教育相談コーディネーター、養護教諭、担任、関係職員で構成する。（必要に応じて、PTA会長、学校評議員代表、SC、SSW等も加わる。）

- ☐ 教育相談コーディネーターが核となって、児童や保護者が気軽に相談できる学校全体の雰囲気づくりに努める。
- ☐ いじめの事実関係の把握については正確かつ迅速に行う。その際、個人情報の取扱いについては十分留意する。
- ☐ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを含めた関係諸機関との連携を密にするとともに学校における相談機能の充実を図り、いじめの早期発見・適切な対応に努める。
- ☐ 教職員が連携し、学校全体でいじめの早期対応に努める。
- ☐ 日頃から児童や保護者に対して、いじめ等の悩みを受け付ける相談機関等について、積極的な紹介を行う。
- ☐ いじめが発覚した場合の危機管理マニュアルに基づき、実践する。

(3) いじめの未然防止に向けた具体的な指導

- ☐ 児童の自己実現が図れるよう、日々「分かる・できる授業」の充実を図る。
- ☐ 児童の思いやりの心を育む道德教育や特別活動の充実を図る。

- ・ 道德の授業では、いじめ問題撲滅に向けて議論する活動を取り入れる。
- ・ 集会時等に、生徒指導主事がいじめ撲滅に向けての話をする。

- ☐ 教師や児童の人権教育の充実を図る。

「人権意識チェック表」や「人権教育指導のために」を基に、学期に1回（4・8・1月）にチェックし、教師及び児童の人権意識の向上を図る。

- 開かれた学校づくりの推進の一つとして、児童が学校の出来事を家庭で話することができるように楽しい学校・学級づくりに励む。
- 人間関係力づくりを推進するために、構成的グループエンカウンターやソーシャルスキル・トレーニングの計画的な実施に努める。(シェアリングの時間を大切にす
- 人間関係を構築する力を育てるために、学び合いの活動や対話のある活動等を積極的に取り入れ、人間関係の醸成に役立てる。

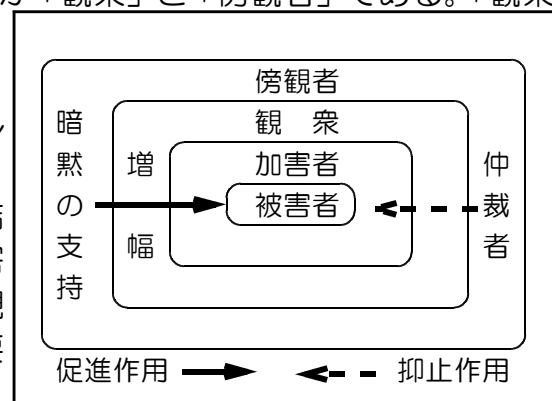
学習資源(※)を積極的に活用する学び合いのある授業を推進し、他者を認めたり合意形成したりする場を通して、人間関係を構築する力を育てる。
(※ 他の児童、教師、資料等、課題を解決するために必要なものすべてを指す)

- いじめの四層構造についての指導を徹底する。

いじめの場面において学級集団は、加害者、被害者、観衆（いじめをはやしたてておもしろがって見ている者）、傍観者（見て見ぬふりをしている者）という四層構造をなす。

いじめの過程で重要な役割を果たすのが「観衆」と「傍観者」である。「観衆」が増長したり「傍観者」が黙認したりと、いじめは促進される。

しかし、両者が否定的な反応を示したり「仲裁者」として行動したりすれば、「加害者」はクラスから浮き上がり、結果的にいじめへの抑止力になる。「加害者」「被害者」への指導だけでなく、「観衆」と「傍観者」への指導がとても重要である。



- ネットトラブル防止について指導し、児童が事件に巻き込まれたりトラブルを起こしたりしないようにする。また、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たる行為だと理解させる。

- ① 学校生活アンケートの中で、インターネットやSNSに関わる状況調査を行い、実態把握に努める。
- ② 保護者と教職員、児童がともにネットトラブル防止について学ぶために、7月にネットトラブル防止教室を開催する。
- ③ インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。学校の設置者及び学校は、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。
- ④ 教員が、インターネット上におけるトラブルやいじめ等について、黒部市教育委員会や富山県教育委員会等と連携して学ぶ。
- ⑤ スマホやゲーム依存にならない、トラブルに巻き込まれない等のために児童が主体的にルールを決める学習を取り入れる。(富山県ネットルール作りのDVDを基に教員が学ぶ)

- 市立図書館との連携し、学校貸出を積極的に活用して、児童の豊かな心の育成に努める。

- ・人権週間の時期に、福祉等に関する本を借りて、児童生徒に読ませるなどの環境づくりを行う。
- ・学校司書と連携しながら、読み聞かせを継続的に行い、豊かな心の育成に努める。
- ・校内読書週間には、全校集会等を行い「飛鳥へ まだ見ぬ子へ」の中の「あたりまえ」の詩等を活用する。

- 児童としっかりと向き合うために、次のことを共通実践する。

たかせ小いじめ防止基本方針の共通理解をしっかりと図り、共通実践を徹底する。
(本校の令和4年度 いじめ見逃し0を目指すための視点・達成目標参照)

(4) いじめの早期発見・対応に向けた具体的な取組

- 日頃から児童が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。
- 定期的に児童及び保護者にいじめ調査を実施するとともに、個人面談を通して、児童の悩みや保護者の不安を積極的に受け止める。

- ① いじめの状況・取組を全教職員で共通理解し、黒部市教育センターに報告する。黒部市教育センターで集約したものを基に校長研修会で共有し、他校の実践について学び合い、自校に還元する。

- いじめ見逃し0を目指すための「視点・達成目標・評価シート」を作成し、全教職員で共通理解・共通実践する。視点・達成目標は4・9・1月に、評価は7・12・3月に、黒部市教育センターに提出する。
- 定期的に無記名式のアンケートと面談を実施し、学級の状況を把握し学級経営に生かす。アンケート結果は、その日のうちに集計し、管理職に報告する。児童から「いじめの訴え」があった場合は、学校いじめ対策組織でいじめか否かを判断する。その結果をいじめの実態把握調査票（資料2）に記載し、毎月月末までに、黒部市教育センターに提出する。

アンケート調査の実施

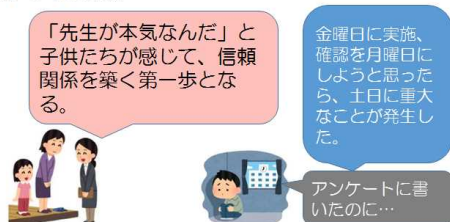
- ・毎月1回、無記名で児童アンケートを実施する。
- ・学期に1回、記名による保護者アンケートを実施する。

面談の実施

- ・アンケート終了後、全員対象の面談を実施する。特に、配慮の要する児童はその日のうちに面談を実施する。また、児童の様子を見ながら、適宜継続的に行う。

アンケートは何のためにするの？

○アンケート実施後、その日のうちに状況を確認する。(富山県いじめ防止基本方針)



面談は何のためにするの？

ー パイプを太くする ー

- ・「先生は私たちのことを心配してくれる。また相談したいな」と思わせる面談をする。
- ・きちんと全員対象とした面談を行うと「いつ、誰が、チクった」が分からなくなるので安心して情報提供ができる。
- ・安易に加害行為をしている子供は「誰かからバれるかもしれない」という抑止力効果になることも期待できる。

- 県からの通知（生徒指導の推進）をしっかりと受け止め、校内の生徒指導体制のチェック等を確実にやり、PDCAのサイクルでいじめ見逃し0を目指して取り組む。

② いじめ見逃し0を目指すための研修の充実

- 生徒指導主事等研修会やいじめの問題に係る教頭対象の研修会等の成果を、校内研修会で還元する。
- 「いじめ見逃し0宣言ーいじめ問題に係る手引き書ー」や喫緊の課題（ネットトラブル）等に関する資料を基に研修する。
- 年に複数回、いじめの問題に関する校内研修会を開催し、いじめ問題の未然防止や対応について学ぶ。

- ・ i-check調査結果の一人一人のプロット位置や学校生活満足度レーダーチャートから、学級内の人間関係の状況や一人一人心理状態を把握する研修会を行い、学級経営に生かす。
- ・ いじめのアンケート結果の見方や生かし方についての研修会を行う。

③ ネットトラブルの早期発見・早期対応

- 黒部市教育センターから「爆サイの掲示板」等の書き込みについて連絡があった場合は、迅速に対応する。
- ネットパトロール検索システムで危険な書き込みとして連絡があった場合は、適切な対応を行う。(連絡：東部教育事務所→黒部市教育委員会→該当校)

④ 相談体制の充実

- 教育相談コーディネーターが管理職や生徒指導主事、カウンセリング指導員、SC、SSWと連携し、相談体制の確立・充実に努める。
- 気軽に相談できる体制づくりに努めるために、相談ポストを設置したり学校だより等でお知らせしたりする。
- 年4回（4・9・1・3月）、黒部市教育センター発行の相談案内のプリントを保護者に配布する。
- いじめ対策Cやいじめ対策SW、SCには、学校の対応や面談で知り得た情報を基にした相談を積極的に行い、SC等の「見立て」をもらう。

(5) いじめが発覚したときの対応

① 学校及び学校の教職員

基本理念に基づき、保護者、地域、関係機関と連携を図りながら、他の業務

に優先して、適切かつ迅速に対応する責務がある。

② いじめられている児童に対して

- ☐ 自ら訴えてきたことを温かく受け止め、いじめから全力で守ることを約束する。
- ☐ いじめられている内容や、つらい思いなどを親身になって聞くことにより安心感をもたせる。
- ☐ 本人の活躍を認め励ますことによって、自信や存在感をもたせる。

③ いじめている児童に対して

- ☐ いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、まず、いじめることをやめさせる。
- ☐ いじめられている児童の気持ちに着目させ、いじめることが相手をどれだけ傷つけ、苦しめているかに気付かせる。
- ☐ いじめてしまう気持ちを聞き、心の安定を図り、教師との信頼関係をつくる。
- ☐ 当番活動や係活動など、具体的な場でのよい行いを積極的に見付けてほめる。

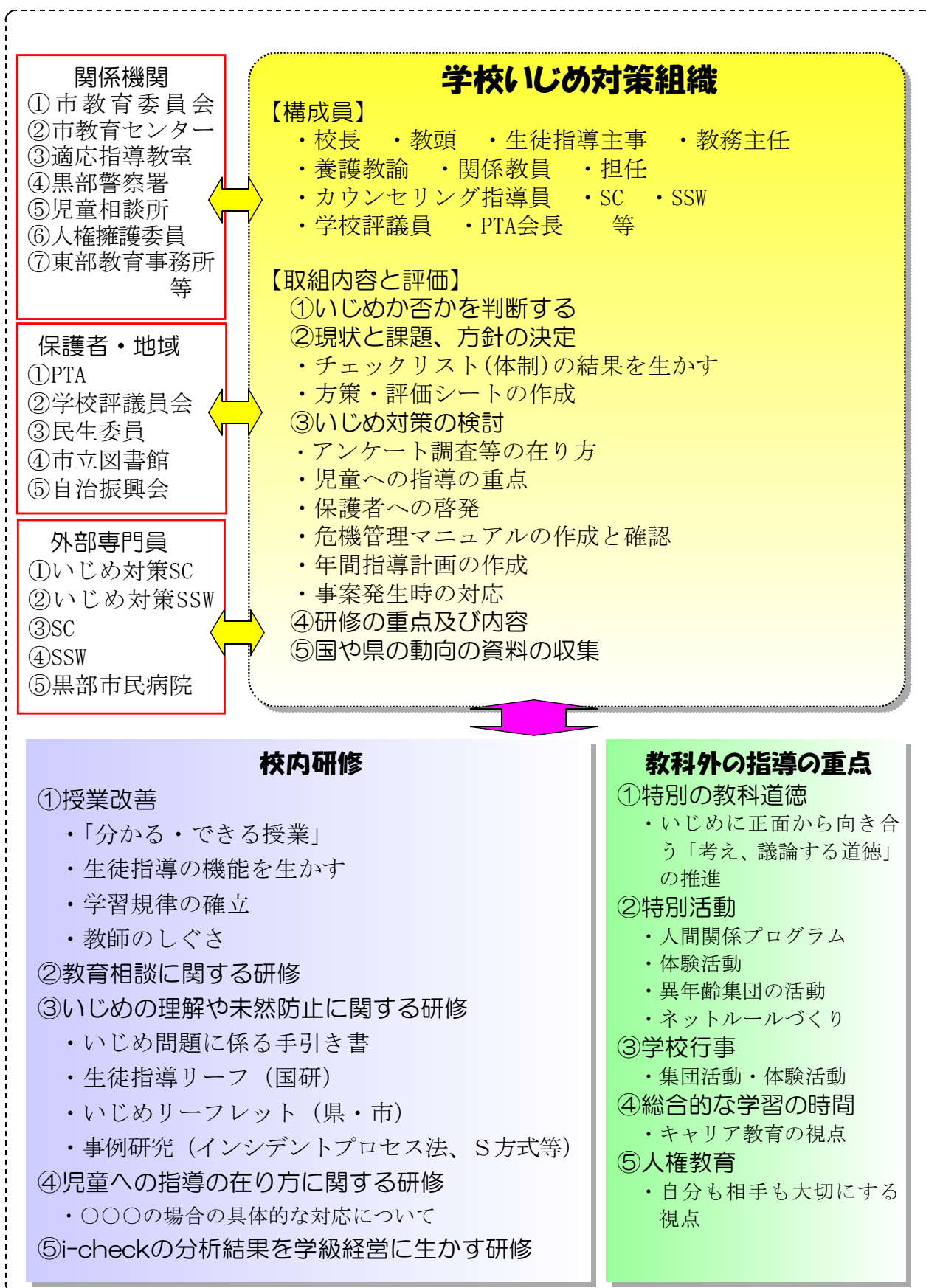
④ 学級の児童に対して

- ☐ 見て見ないふりをすることは、いじめの助長になることに気付かせる。
- ☐ いじめを発見したら、教師や友達に知らせて、すぐにやめさせることを徹底する。
- ☐ 友達の言いなりにならず、自らの意志で行動することの大切さに気付かせる。
- ☐ 一人一人をかけがえのない存在として尊重し、温かな人間関係を築くとともに安心して生活できるようにする。

⑤ 保護者との面談 一連携強化を図るために一

- ☐ 保護者の悩みや気持ちを真摯に受け止め信頼関係を深める。
- ☐ 事実を正確に伝え、家庭での対応の仕方、学校との連携について助言する。
- ☐ いじめの問題を、児童と保護者との関係を見直す機会とするよう助言する。
- ☐ 相談機関等について、積極的に情報提供を行う。
- ☐ 状況に応じて、関係諸機関との連携をとるよう働きかけを行う。
- ☐ とやま多忙化解消会議資料を基に、保護者対応等について研修し、実践に役立てる。

学校におけるいじめ防止等の対策のための組織
【いじめ防止対策推進法第22条】



学校におけるいじめ防止等の対策のための役割分担

職	役割	具体的な内容
校長	全体責任者 総括	方針や対応の決定 教職員への指示 市教委との連携
教頭	全体指揮 外部との窓口	教職員への指示 外部との連携
生徒指導主事	情報収集、集約 面談	いじめ防止等に関わる現状や課題の把握 いじめ防止等に関わる計画の立案 児童への対応の指示、サポート
教務主任	情報集約 日程調整	いじめ防止に関わる計画の日程調整
養護教諭	面談 カウンセリング	児童の出席や健康についての把握
特別支援 コーディネーター	情報収集 面談	特別な支援を要する児童の実態把握 対応の検討
担任	情報収集 面談	観察や面談による情報収集 関係児童の指導 いじめ防止に関わる学級指導 保護者対応
関係教員	情報収集 面談	観察や面談による情報収集 関係児童の指導
SC・SSW等	面談 カウンセリング	本人や保護者との面談 本人や保護者へのカウンセリング

7 黒部市教育委員会との連携

いじめ問題の解決に向けて、黒部市教育委員会への報告・相談を確実に行う。

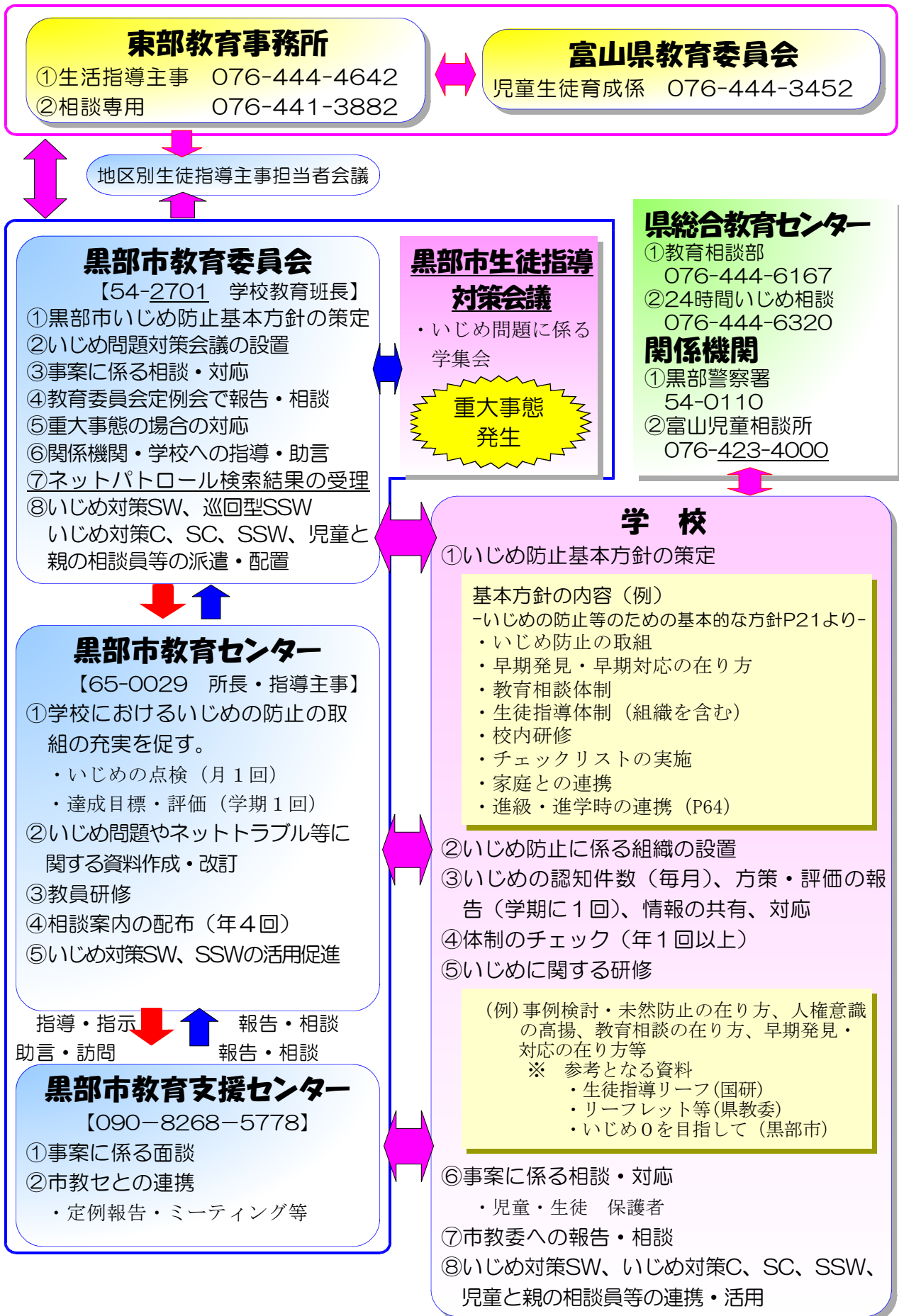
- ① いじめが発覚した場合は、事故略報により学校教育班長に報告し、対応の方針等について相談する。
- ② 生徒指導上の諸問題の調査及びいじめに関する定例報告について教育委員会から問い合わせがあった場合は、的確に回答できるようにしておく。
- ③ 緊急時の場合は、いじめ対策SW、巡回型SSW、いじめ対策C、要請支援C等の要請をする。

8 黒部市教育センターとの連携

いじめの状況・取組を全教職員で共通理解し、市教セに報告する。

- ① いじめ見逃し0を目指すための「視点・達成目標・評価シート」を作成し、全教職員で共通理解・共通実践する。視点・達成目標は4・9・1月に、評価は7・12・3月に、黒部市教育センターに提出する。
- ② 月1回のアンケート調査の結果を、毎月月末までに黒部市教育センターに提出する。
 - ア 児童が記載した実数
 - イ 学校いじめ対策組織でいじめと認知した数及び態様・対処、解消の有無
 - ・いじめの被害者及び加害者をアルファベットで記載したシートは、メールで送信する。
 - ・氏名を記載したシートは、親展文書で送付する。

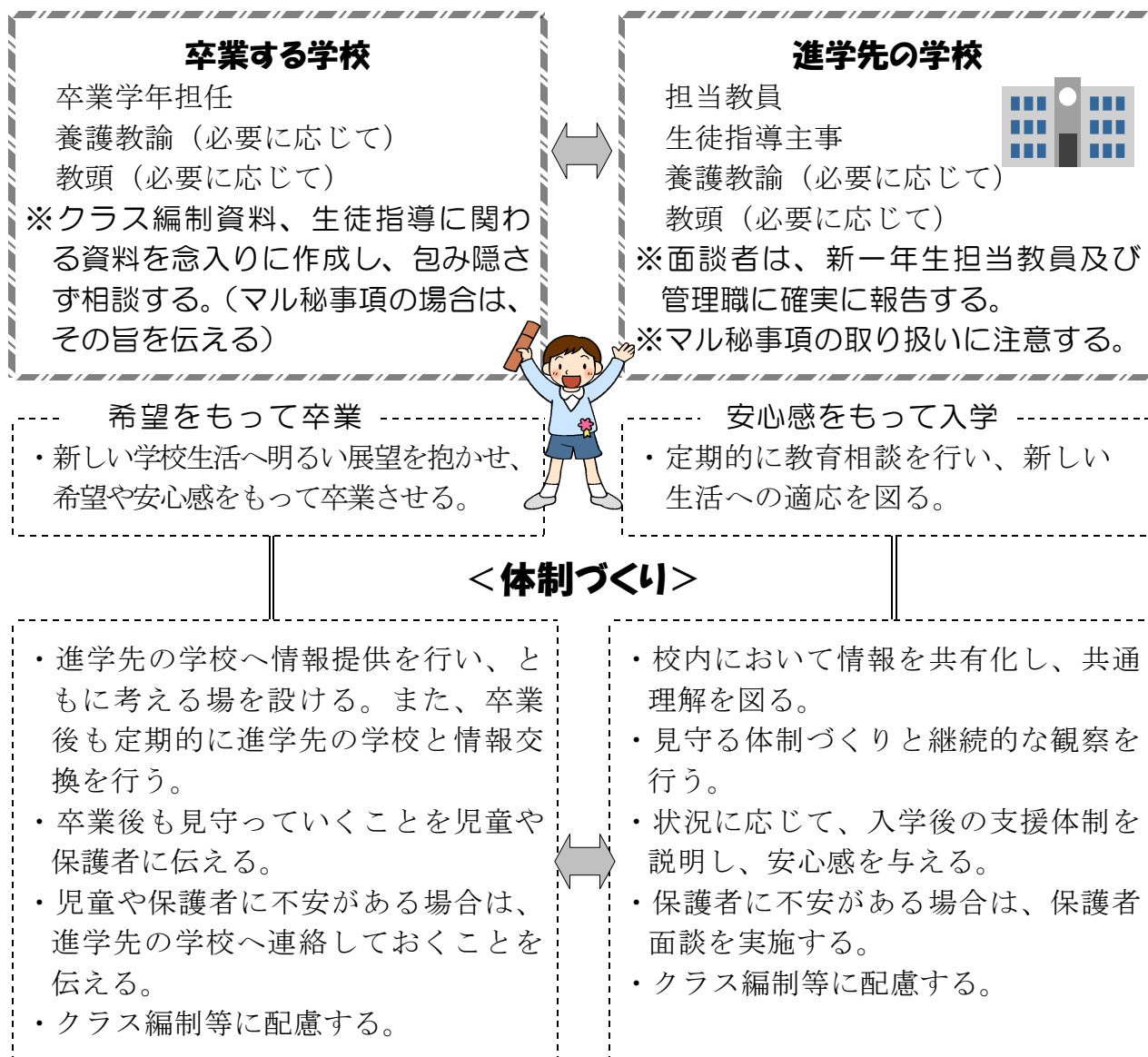
黒部市いじめ防止における取組



9 進学・進級の際の学校間・教師間の連携

(1) 進学の場合

中学校におけるいじめは、小学校時代からのいじめが継続していたり、小学校における人間関係のトラブルに起因する場合があります。卒業、進学にあたり卒業する学校と進学先の学校の関係者が、きめ細かな連携を図るとともにそれぞれの学校で校内体制を確立して、いじめ見逃し〇を目指します。



また、以下の点に留意し、日頃から異校種間の連携を深め、入学時の心理的な負担を軽減し、進学先の学校で適応できるようにすることが大切である。

- 新しい環境での友達、先輩、教師との人間関係が、入学時の大きな不安になっている。発達の段階に応じた「人間関係づくり」に視点を当てた連携が大切である。
- 教師が把握している以上に、学習上や生活上の相違に不安を感じている。教科指導や生徒指導の連絡会を設けるなど、適切な情報交換に努めることが大切である。
- 入学前の計画的な生徒間の交流活動や入学後の丁寧なオリエンテーションは、入学時の「不安」「戸惑い」を軽減するうえで有効であり、より工夫された取組が求められる。

(2) 進級の場合

- ① 4月当初の職員会議で、過去にいじめにあった児童、いじめた児童等の現状と留意事項等について共通理解を図る。
- ② 詳細については、前担任（異動でいない場合は教頭、生徒指導主事や引き継ぎ者の教員）とこれまでの経緯、面談時の留意事項等について引き継ぎを行う。
- ③ 管理職は、学校保管の面談資料ファイル等に目を通して、実態把握と留意事項について確認する。

10 重大事態発生の場合 — 学校 —

- ① 重大事態と判断した場合は、教育委員会に電話による第一報と「いじめに係る重大事態発生報告書」で報告します。
- ② 教育委員会が調査の主体（「学校いじめ対策組織」か「黒部市教育委員会及び黒部市生徒指導対策会議」）を決定し、事案に係る調査を行います。
- ③ 調査結果を「いじめ重大事態調査報告書」にて報告します。

(1) 重大事態とは…

- ① 児童が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な傷害をおった場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合
- ⑤ 欠席の理由が「いじめが要因ではないか」と思われ、欠席日数が30日以上となった場合
- ⑥ 児童や保護者から重大事態に至ったという申し出があった場合

具体的には…

☆ 生命心身財産重大事態

◎ 下記は例示であり、これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。

- ① 児童が自殺を企図した場合
 - 軽傷で済んだものの、自殺を企図した。
- ② 心身に重大な被害を負った場合
 - リストカットなどの自傷行為を行った。
 - 暴行を受け、骨折した。
 - 投げ飛ばされ脳震盪となった。
 - 殴られて歯が折れた。
 - カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。
 - 心的外傷後ストレス障害と診断された。
 - 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
 - 多くの児童の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。
 - わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
 - 複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。
 - スマートフォンを水に浸けられ壊された。
- ④ いじめにより転学等を余儀なくされた場合
 - 欠席が続く（重大事態の目安である30日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。（転学・退学するほど精神的苦痛を受けていたということであるため、生命心身財産重大事態に該当する）

☆ 不登校重大事態

欠席日数が年間30日であることを目安としている。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にもかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

(2) 重大事態に係る調査の指針(概要)

－詳細は、平成28年3月 不登校重大事態に係る調査の指針（文部科学省初等中等局）を参照－

○ 学校の対応

流れ	内容
欠席開始 ※ 重大事態に該当すると「認める」とは「考える」「判断する」の意であり、「確認する」「肯定する」といった意味ではない。	・ 月3日の欠席で家庭訪問等を実施し、児童及び保護者面談から状況・理由等を聴取する。 ・ 学校は欠席30日になる前から準備作業に取りかかる。 準備作業の確認事項 ①実施済みのアンケート調査 ②関係児童からの聴取・確認 ③指導記録の記載内容の確認など
市町村教委に相談	・ 当該児童及び保護者への聴取が終わった時点で、「いじめが関係しているのではないか」と学校が判断した場合は相談し、情報共有を図る。 ・ 学校は重大事態に至る相当前から調査を行い、欠席が30日に達する前後の段階でいじめを受けたとされる児童及び保護者に説明できるよう準備をしておく。
重大事態発生と判断	・ 学校は、不登校重大事態と判断したときは、7日以内に黒部市教育委員会に報告する。（様式1） ・ 生命心身財産重大事態と判断したときは、直ちに黒部市教育委員会に報告する。

○ 市教育委員会の対応

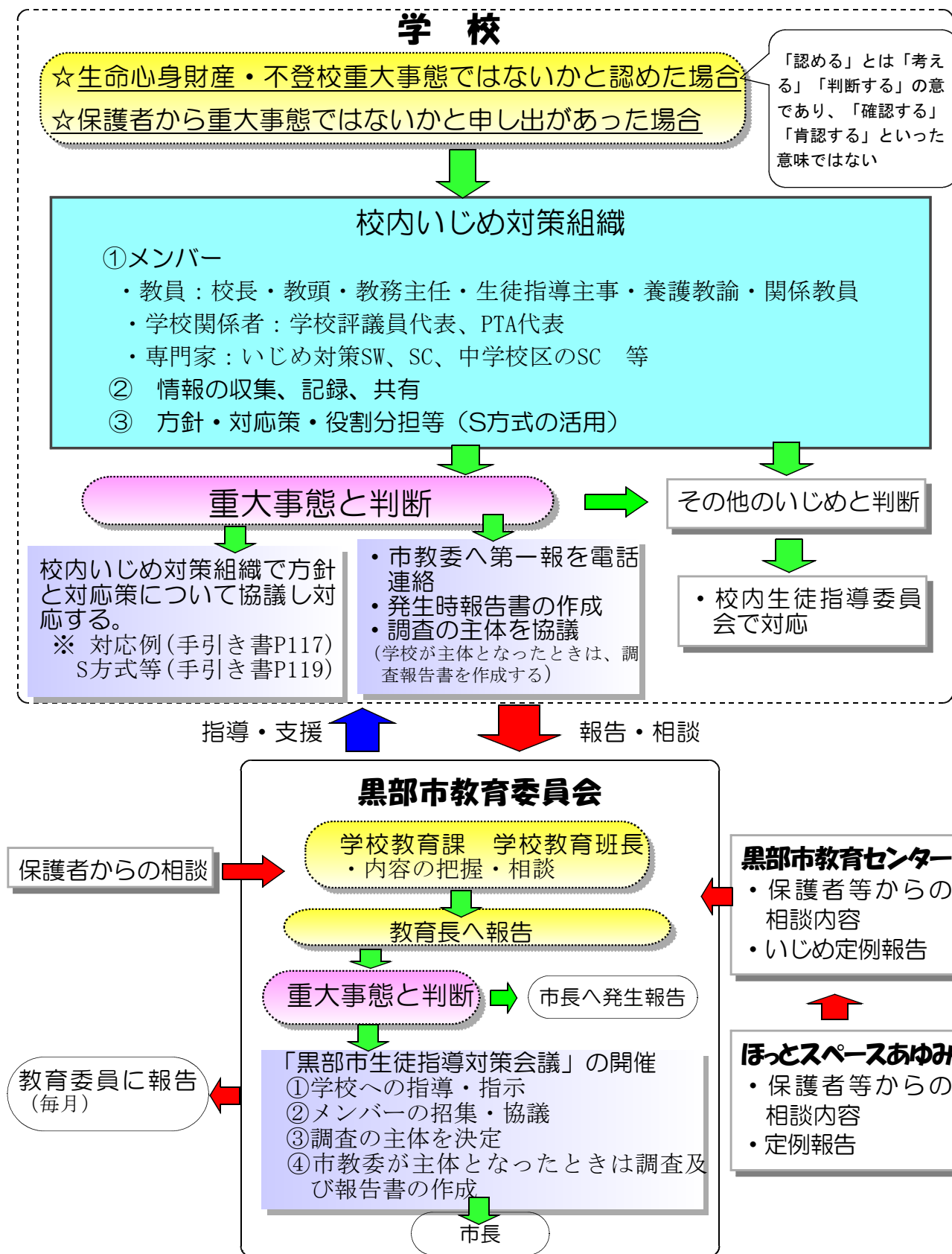
重大事態の報告	・ 市長に報告する。（口頭ではなく書面が望ましい） ・ 教育委員に説明する。 ・ 対処方針を決定する際は、<u>教育委員会会議</u>を招集する。 ※教育委員会会議とは、いじめ防止対策推進法第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関などを想定している。 会議での配慮事項 ・ 個人情報が多く含まれているので、会議を一部非公開にしたり、資料から個人情報を除いたりする。
調査主体の決定	・ 市町村教育委員会が、調査主体を市町村教育委員会にするか学校にするかを決定する。

	・原則学校の調査組織で行う。 市町村教育委員会が行う場合 ・学校と保護者との関係が深刻化して関係修復が難しい場合 ・学校の負担が過大で調査を実施することにより学校の教育活動に支障が生じる恐れのある場合 等
--	--

○調査の主体（市教育委員会または学校）の対応

調査の実施	・対象児童、保護者、教職員、関係する児童への聴取による調査をする。 聴取事項 ―いじめの行為について― ①いつ頃から②誰から③態様④背景事情や人間関係⑤指導経緯等 留意事項（詳細は不登校重大事態に係る調査の指針 P 5・6） ① 基本姿勢 ○対象児童に対して 徹底して守り通すことを教職員が言葉と態度で示す。 ○いじめを行った児童に対して 行動の背景に目を向けるなど教育的配慮の下で指導する。 ② 対象児童からの聴取にこだわらない ③ 方法の工夫（オープンな質問等） ④ 聴取環境や時間帯への配慮 ⑤ 報告・記録の重要性 ⑥ 重大事態に関する教職員の意識啓発 ⑦ 資料の保管
調査結果の 取りまとめ	・様式 2 を参考に調査報告書を作成する。 留意事項 ・対象児童への聴取を申し入れたものの、実施できなかった場合は、その旨を書面上明示しておく。
児童・ 保護者への情報提供	・対象児童とその保護者に情報提供する。 （提供の留意事項については、「いじめ見逃し 0 宣言」P32、P33 を参照） ・いじめをしていた児童とその保護者に情報提供し、家庭と連携して指導する。
市町村長へ報告	・書面をもって報告する。 ・教育委員会会議で説明する。 ・再調査が必要な場合は、市町村長が指示する。
支 援	・児童の学校復帰への支援と再発防止を目的として、支援を継続する。

重大事態の発生時の対応図



次の場合が考えられるため、黒部市教育委員会との連絡・相談を密にして対処する

- ① 学校が重大事態と判断し、黒部市教育委員会も重大事態と判断する場合
- ② 学校が重大事態と判断せず、黒部市教育委員会が重大事態と判断する場合

11 ネットトラブルの未然防止に向けて

(1) ネット上のいじめの未然防止に向けて

児童の規範意識の向上に努め、ネット上のマナー（ネチケット）を周知徹底することが問題解決の近道です。

- ① 自分や家族、友達の情報を書き込まない。
- ② 他人を誹謗中傷しない。
 - ・はじめはいたずらやからかい半分で書いていたことがエスカレートし、知らない間に犯罪との境界線を踏み越えてしまうことがあること
 - ・内容によっては名誉毀損や侮辱罪といった犯罪になること
 - ・警察が犯罪行為と判断した場合は、書き込み者を特定すること
 - ・相手を不幸にすること
- ③ 困ったときは、まず相談する。

規範意識の醸成に関する指導について

－「社会で許されない行為は、学校においても許されない」－

児童たちに規範意識に基づいた行動様式を定着させることが重要です。

校内規律を維持することは、学校における教育活動の基盤となるとともに、学校が安心・安全な居場所となることで、児童たちに安心感を与え、暴力・器物破損・いじめや不登校といった問題を未然防止することにつながる。

○ 規範意識の醸成を！ － 校内ルールの遵守と校内規律の維持を通して －

教育基本法第6条 － 重視 －

教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んじる

学校教育法21条 － 義務教育の目標 －

規範意識をはぐくみ社会の発展に寄与する態度を養う

○ 環境が子供を育てる

物的環境、人的環境、どちらも重要です。整った学校、児童理解に満たされた教師集団の中で、児童たちは健全に育っていく。

物的環境

きまり等について意欲を喚起させる場合、古い掲示物、色あせた掲示物は不可。

人的環境

教師は児童の師範である 言葉や態度による影響は大きい。

(2) 一貫性のある指導がポイント ー学校と家庭が手を取り合ってー

〈学級経営と生徒指導が相互に補完し合う〉

- ・学級担任が児童の学校生活のほとんどの場面に関わることから、児童理解の充実を図っていくことが生徒指導上の要点となる。また、学級担任が児童の心や実態を十分に把握していなければ、一人一人の児童に規範意識の内面化を実現していくことは困難であると思われます。一人一人の行動の実態を十分に把握し、規範意識の内面化を図る指導を行う。
- ・学級担任の思い込みや抱え込みに陥ることなく、学級運営と生徒指導が相互補完し合い学校全体としての生徒指導となっていることが重要。
- ・児童の規範意識の醸成は、家庭におけるしつけが核となる。しかしながら、それを社会に生きる人間の生き方として深めていく役割を学校は担っている。生徒指導では、個々の学級で取り組むだけでなく、学年や学校全体として取り組む。また、小学校1年生では、入学してくる幼稚園や保育所との連携を、6年生では進学先の中学校との連携を図り、規範意識の醸成に努める。

(3) きまりの運用について

児童たちの内面的な自覚を促し、きまりを自分のものとしてとらえ、自主的に守らせようとする指導が重要。教員がいたずらに規則にとらわれて、規則を守らせることのみ指導とならない。きまりを破った児童たちに対して、当該措置が単なる制裁的な処分にとどまることなく、その後の指導の在り方も含めて、児童の内省を促し、自主的・自律的に行動できるようにするなど、教育的効果をもつものとなるよう配慮する。

(4) 情報モラル教育の充実と教員の指導力の向上

① 教員研修について

現代社会では、児童が「ネット上のいじめ」や、いじめ以外のインターネット上のトラブルに巻き込まれる危険性が高まっている。このような情報化の影の部分への対応として、他人への影響を考えて行動することや有害情報への対応等の、情報モラル教育を行っていく。情報モラル教育を行う際には、学習指導要領の内容を踏まえ、各教科等の指導の中で、小学校低学年から発達段階に応じて情報モラルを取り扱っていく。

黒部警察署員等を講師として、研修会・講演会を行う。(対象：児童、保護者、教職員)

② 情報モラルの指導について

児童に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。その際、一度インターネット上で拡散してしまいたいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であることや、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に深刻な影響を与えるものであること、犯罪の対象となり得ることなどを伝える。

(5) ネット上のいじめについて ― 誹謗・中傷 ―

①特徴

スマホやパソコンを通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板などに、特定の子供の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メッセージを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

○炎上しやすい

不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で広範囲に広がり、極めて深刻なものとなる。また、書き込む内容も「死ね」「殺す」など、相手への攻撃性が高くなる。

○加害者にも被害者にもなりやすい

インターネットのもつ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、児童が簡単に被害者にも加害者にもなる。

○悪用されやすい

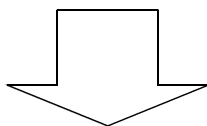
インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。

○回収が困難

インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。

○実態の把握が難しい

保護者や教師などの身近な大人が、児童の携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、児童の利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。



誹謗・中傷する書き込み行為について

○掲示板に他人を誹謗・中傷する内容を書き込む行為については、犯罪になることがある。

○警察が犯罪行為と判断した場合は、書き込みをした人を見つけ、逮捕に至るケースもある。

○掲示板でのトラブルが殺人事件にまで発展してしまう危険性がある。

○誹謗中傷は、いじめであり、人を不幸にすることになる。

参考

平成29年 4 月 4 日

黒部市小中学校長各位

黒部市教育委員会教育長

教員と児童生徒のSNSによる通信の禁止等について(通知)

平成28年度末に市内の学校で生徒Aと教員がLINEで生徒Bに関してトーク等をしていたことが発端となり、生徒B及びその保護者が心身の苦痛を感じるといった事案が発生しました。

各校におかれましては、下記の点を参考にされ、年度当初の職員会議や研修会で教員に適切な指導をお願いします。

記

1 電話をかけるとき

- 保護者等に連絡をする場合は、職員室の固定電話を使用する。
 - ・携帯電話や職員室外の場所での電話はしない。
 - ・固定電話を使うことで、周囲の教員や管理職の耳に内容が入り情報の共有ができる。
- 怪我等の発生時、保健室から病院等に連絡をとるのは可とする。
- 多数の電話を一度に使用する必要のある緊急事態等の発生の場合は、校長の指示に従う。

2 生徒・保護者と教師のLINEやメールはしない。

- ・ただし、不登校児童生徒及びその保護者との連絡をとったりメッセージを送ったりする場合は、校長の指示に従う。

3 生徒・保護者等となれ合い過ぎる関係にならない。

- ・生徒をかわいがるとは、学力・自己指導能力・規範意識・自己有用感・人間関係を育ててやることであり、取り違いをしない。
- ・面談する際は、主任や教頭に言ってからする。
- ・原則一人で面談しない。
- ・間に机を置き、距離を保つ。
- ・真っ正面、真横の座席は避ける。
- ・言葉に気を付ける。(舌足らずの言葉で誤解を生じさせない、「～さん」等の使用)
- ・視線の向け方に気を付ける。
- ・なれ合いになり過ぎない。(教師と生徒の関係には、一線を引く)

4 保護者対応リーフレットを基に校内研修を行う。

- ・「事例の教員の不適切な関わりにアンダーラインを引いて…」の演習問題について回答が必要な場合は、教育委員会にご連絡ください。

5 学校での指導等に役立つ通知・冊子の「いじめ関係の通知等」を基に、学校いじめの防止等のための基本的な方針を見直す。